Monthly Topics

人権について考えてみませんか

問人権政策課 TEL924－3830 FAX924－0175

人権は「私たちが人間らしく生きながら、それぞれの幸せを築く権利」で、一人ひとりが等しく持っている、かけがえのないものです。12月には人権に関する日や週間があります。この機会に改めて、お互いを尊重しながら共に生きる社会を実現するため、人権について考え、行動してみませんか。



＼ 自分と周りの人の、幸せに生きる権利を大切にしましょう ／

人権ってなあに？～あなたにも身近な人権問題～ ID1010592

さまざまな人権問題と法制定

■人権問題と聞いて思い浮かぶものは？

例えば、女性・こども・高齢者・障がいのある人・部落（同和問題）・外国人・特定の疾病感染者などに対する差別があげられます。近年は、インターネット上の人権侵害も問題視されています。

■差別解消のため施行された人権三法（平成28年施行）

- 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）
- ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）
- 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

なぜ、このような問題が起こるのでしょうか。どうすれば、人権尊重の社会を実現できるのでしょうか。

人権尊重の社会実現のために

人権を尊重するとは、自分とは違う人を受け入れ、その人が幸せに生きるための権利を大切にすることです。「人権を尊重するポイント」を一人ひとりが意識し、行動することで、人権を尊重する社会の実現につながります。

■人権を尊重するポイント

- 一人ひとり個性は違うこと、考え方や生き方に優劣はないことを理解する
- 思い込みや偏見をなくす
- 違いを受け入れ、人の権利を大切にする



人権問題を難しく考えずに、まずはあなたの周りにいる人を大切にすることから始めてみませんか。

＼ 人権の尊重・差別の撤廃が、恒久平和につながります ／

12月10日は世界人権デー、4日～10日は人権週間 ID1021240

昭和23年12月10日に国連で、人権の国際的な基準として世界人権宣言が採択され、それを記念し世界人権デーも定められました。法務省は人権デーを最終日とする人権週間を定め、人権尊重の思想を高めるため啓発しています。

■12月4日㈮7時30分～、市内の駅で街頭啓発

人権意識を高めるため、市内一部の駅で啓発活動を行います。

世界人権宣言

人権の尊重が平和を守ることと密接な関係にあり、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和につながるとの考えから採択された

もし身の周りで人権問題が起こってしまったら…相談できる場所があります。

人権擁護委員による人権相談 ID1003594

身の周りで起こった人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。

●日時 毎月原則第1・3水曜日14時30分～16時30分（1人1時間、前日までに要予約）

●場所 市役所本館10階市民相談室 **●対象** 市内在住・在勤・在学者



＼ まだ、解決していません ／

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間 ID1020927

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の関心と認識を深めるため、政府は12月10日～16日の１週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。本市でも北朝鮮当局による拉致問題の解決、被害者の救出に少しでも寄与できるよう、市民の関心と認識を深めるため、啓発活動を進めています。

■北朝鮮人権侵害問題（拉致問題）の経過

●1970年ごろ～1980年ごろ

北朝鮮当局による日本人の拉致が多発

●2002年（平成14年）

９月に北朝鮮当局が日本人拉致を認め、謝罪と再発の防止を約束し、10月には**５人が24年ぶりに帰国**

▶しかし、ほかの被害者はいまだに帰国していません。

また、特定失踪者（拉致の可能性を完全には排除できない人）が多くいます。

■現状の日本政府の考えと要求

・安否不明の拉致被害者はすべて生存している前提
・北朝鮮側に、すべての被害者の安全確保・即時帰国、真相究明・拉致実行犯の引き渡しを強く要求
・すべての拉致被害者の一日も早い帰国を実現するべく、総力を挙げて最大限の努力を尽くす

■拉致問題は北朝鮮当局の犯罪

拉致問題は北朝鮮当局による犯罪であり、責任の所在は在日韓国・朝鮮人や北朝鮮の一般の国民ではなく北朝鮮当局にあります。

拉致問題について考える際は、外国人の人権への配慮が必要です。

■拉致問題に改めて関心・情報提供を

すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を一つの機会として、改めてこの問題に関心と認識を深めましょう。

北朝鮮による拉致問題に関する情報があれば、**八尾警察署**（TEL992－1234）へ連絡してください。

拉致問題の解決を願う皆さまの「一人ひとりの声」が、解決に向けた何より強い力となります。皆さまの温かいご支援をお願いします。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間の12月10日㈭～16日㈬に実施します

■拉致問題について考える写真パネル展

●場所　市役所本館１階市民ロビー

●内容　政府認定の拉致被害者である横田めぐみさんや有本恵子さんのパネルなどの展示

■ブルーリボンライトアップ

●場所　文化会館

●内容　拉致被害者を取り戻すためのシンボル「ブルーリボン」にちなみ、ホール内吹き抜け部分のイルミネーションを青色に点灯

＼ 個人の権利の侵害を防止しましょう ／

本人通知制度 ご登録を

申問 **市民課**　TEL924－8549　FAX924－0220　ID1001599

本人通知制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者へ交付した場合に、交付した事実を登録者本人に郵送で通知する制度です。住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑止するため、本人通知制度へご登録ください。

■事前登録が必要です

●登録できる人…本市に住民登録している、または本籍がある人（過去にあった人も含む）。

●登録の手続き…「本人通知登録申請書」に必要事項を記入し、本人確認書類を持参のうえ手続きしてください。申請書の配布と手続きは市役所本館１階市民課、各出張所、柱・安中人権コミセンで行っています。市ホームページからもダウンロード可。

※郵送による申請も可能です。

■通知の対象となる証明書

住民票の写し（除票含む）、住民票記載事項証明書、戸籍全部・一部事項証明書（除籍含む）、戸籍謄本・抄本（除籍含む）、戸籍記載事項証明書（除籍含む）、戸籍附票の写し（除附票含む）